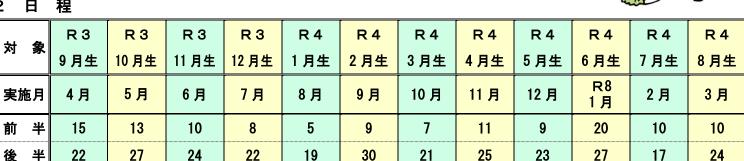
<3歳6か月児健康診査>

対象

3歳6か月になった翌月のお子さん

2 B 稈



- ※1~15 日生まれのお子さんは前半、16~31 日生まれのお子さんは後半の日程で受診してください。
- ※体調の悪い時は無理せず、次回の日程に変更してください。
- ※受診が遅れる方や病院で受診される方はご連絡ください。
- ※未受診の方(ご連絡がない場合)には、こども家庭支援課職員等が訪問をさせていただくことがあります。
- ※健診月になっても健診票が届かないときはご連絡ください。(お子さんを宛名にした健診のご案内を発送して います。)
- ※転入された方の中で、前住所地で3歳児健康診査を受診されている場合は、本市での受診は必要ありません。
- 12 時 40 分から 13 時 30 分まで 受付時間
- 4 会 場 秦野市保健福祉センター 1階 健診諸室 (秦野市緑町 16番 3号)
- 持ち物
- ・母子健康手帳・3歳6か月児健康診査票(健康診査票に、必要事項を記入して持参)
- ·視力と聴力の調査票:"視力と聴力の調査のお願い"を読み、必ず健診前日までに自宅で 実施し、最後のページにある調査票に記入して、調査票のみを切り離してお持ちください。
- ・その他 (お子さんに必要なもの)
- バスタオル(歯科健診に使用)
- 3歳6か月児健康診査の内容と流れ ※状況により、内容が一部変更になる場合があります。

|受付|→ |こどもの食育|→ |問診|→|身体計測|→ |診察|→ |歯科健診・相談| →

→ 希望者 育児相談/栄養相談

※身体測定は髪飾りを外して、 髪をおろして測定します。

- 診察及び歯科健診直前(健診会場)の飲食は、診察に支障をきたす場合がありますので控えて ください。
- お子さんの発達(言葉など)や育児についての相談ができます。ご心配なことがありましたら 気軽に声をかけてください。
- ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



■問い合わせ(平日8:30~17:00 年末年始、祝日を除く) こども家庭支援課 親子健康担当 ☎82-9604